

【改訂版】

横浜の部活動

☆☆部活動の指針☆☆



平成27年3月
横浜市教育委員会

はじめに

平成 22 年 3 月の「横浜の部活動～部活動の指針～」 「部活動ハンドブック」策定から 5 年が経過しました。

部活動は、学校教育の一環として、教育課程と関連付けて取り組まれる、重要な教育活動である位置付けは変わることはありません。また、誰もが放課後に帰宅することなく、その場で直ちに活動することができ、しかも資格を持った教育の専門家（教諭）が指導に当たるという優れたシステムです。

しかし、生徒数減少に伴う部員（部活）数の減少、学校規模の縮小による顧問数の減少、教職員の業務多忙化に伴う部活動指導時間の減少、競技（指導）経験の浅い教職員の増加による指導への不安など、部活動のシステムの維持に課題が現れてきています。

そこで 25 年度に、生徒にとってより充実した部活動の環境を整備するとともに、教員にとっての負担軽減を図ることができるよう、部活動の実態調査・研究を行い、横浜の部活動の在り方について検討を進めることを目的として、「横浜の部活動の在り方」に関するプロジェクトを設置しました。

25 年度は、実態把握として「学校部活動調査」を実施するとともに、実践事例の視察等を行いました。一方、体罰根絶研修の開催や、対外競技及び各種大会活動奨励金の拡充などにも取り組みました。

26 年度は、外部指導者の効果的な活用実践について推進校を指定して取り組むとともに、部活動調査の結果等を基に「これからの横浜の部活動の在り方」の検討を進め、「横浜の部活動～部活動の指針～」の一部改訂を行うこととなりました。また、効果的・効率的な部活動の運営・改善を図るため、科学的・分析的な視点を指導に取り入れることができるよう「部活動科学講座」を開催しました。

今後、「横浜の部活動～部活動の指針～」【改訂版】に基づき、特色ある横浜の部活動が展開されることにより、「活動機会の保障」「活動の質の向上」が図られ、生徒たちの笑顔と輝きがあふれる部活動になることを期待しています。

平成 27 年 3 月

横浜市教育委員会



目次

1	「横浜の部活動～部活動の指針～」【改訂版】概要	1
2	部活動の意義	2
3	部活動の位置付け	3
4	部活動の現状と課題	4
5	これからの部活動の在り方	6
	(1) 目標	6
	(2) 特色ある横浜の部活動	7
	(3) 生徒に対する取組	
	ア 活動機会の保障	8
	イ 活動の質の向上	13
	(4) 教職員に対する取組	
	ア 指導力の向上	18
	イ 負担の軽減	18
	(5) 中期的な取組	20

1 「横浜の部活動～部活動の指針～」【改訂版】概要

目 標

**部活動を通じて
豊かな人間性とたくましく生き抜く力を育み、
調和のとれた学校生活の実現を目指します**

【生徒に対する取組】

ア 活動機会の保障

学 校

- (ア) 外部指導者の活用と関係団体・地域との連携
 - 外部指導者による顧問の指導補助
 - 関係団体による人材、施設等の提供
 - 地域による活動の安定化（下支え）
- (イ) 学校の実態に応じた柔軟な実施形態の工夫
 - <設置の工夫例> 合同部活動、総合部活動、兼部（シーズン制）、競技志向と交流志向の併設 等
 - <活動の工夫例> 活動日（部活ノデー）、活動時間の適切な設定、一斉練習と自主練習の効果的な活用、部活動への多様な参加の仕方（コーチ、審判、マネージャー等）、女子の運動機会の創出、小中連携した活動 等

教育委員会

- (ア) 横浜の地域資源（関係団体、人材、施設等）の積極的な活用
 - 関係団体連携の調整
市体協、競技団体、大学、民間企業 等
→指導者や研修講師の派遣、活動場所等の提供
 - 地域連携の調整
総合型地域スポーツクラブ、文化・スポーツクラブ、学校運営協議会 等
→部活動の安定化（下支え、地域で育てる）
- (イ) 外部指導者派遣の充実、拡大
 - マッチング（選出）システムの検討
専門家（有資格者）、地域シニア、教員OB 等
 - 外部指導者派遣枠の拡充

イ 活動の質の向上

学 校

- (ア) 学校組織全体での指導体制の構築
 - 学校組織全体で運営や目標・方針等の作成共有
- (イ) 計画的な活動の推進
 - 学校教育目標、教育課程との関連
- (ウ) バランスのとれた運営と指導
 - 活動日（部活ノデー）、活動時間の適切な設定 等
- (エ) 科学的・分析的な根拠に基づく指導の推進
 - 心身のバランスのとれた効果的・効率的な指導
- (オ) 生徒、保護者等とのコミュニケーションの充実
 - 方針や計画、内容や方法の共有等
- (カ) 顧問の指導力、マネジメント力の育成
 - 総合的な指導力の育成（技術、マネジメント等）
- (キ) 外部指導者の活用
 - 専門的な指導
 - 顧問の専門的な知識や指導法等の学習機会
- (ク) 指導観の転換による体罰等の根絶
 - 校長会、中体連等と連携した取組（研修等）

教育委員会

- (ア) トップアスリート等の派遣による生徒の意欲向上
 - オリンピックを契機とした取組や、専門機関との連携
- (イ) 研修等の充実
 - 科学的な専門機関、大学等との連携
※横浜市スポーツ医科学センター
 - 中体連、文化関係団体等との連携
 - 「部活動ハンドブック」等の資料の活用
- (ウ) 外部指導者派遣の充実、拡大（再掲）

【教職員に対する取組】

ア 指導力の向上

- 顧問の育成
「部活動科学講座」等の研修の実施
- 外部指導者等の活用
専門家から、専門的な知識や指導法の習得
- 体罰等の根絶
学校教育として適切な指導

イ 負担の軽減

- 外部指導者等の活用
地域関係団体との連携
- 学校組織全体での指導体制構築
負担軽減に向けた体制づくり
- 計画的・効果的な活動の推進
活動日（休養日）、活動時間の適切な設定
- 活動環境の整備に向けた検討
部活運営の諸問題への支援、顧問の処遇の検討

【中期的な取組】

教育委員会

ア 活動環境の整備に向けた検討

- 部活動の諸問題への支援：指導主事、専門家（法律相談）等の支援
- 顧問の処遇の検討：旅費、手当、休日勤務振替期間等の改善

2 部活動の意義

- 部活動は、学校教育の一環として取り込まれ、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心をもつ生徒が集い、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、より高い技能や知識の習得を目標に継続して努力し、**充実感や達成感**を味わうなど、生徒が**豊かな学校生活**を送る上で大きな意義をもつ。
- 部活動は、生徒が学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団が切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年の仲間、先輩・後輩の縦の関係を学ぶなど、**自主性、協調性、責任感、連帯感**などが養われ、**人間関係や社会的資質**を培うために重要な活動である。
- 部活動は、**生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ能力や態度**を育むとともに、生徒の**健やかな体と豊かな心**を育て、**家庭や地域とのつながり**を強め、また、**学校の伝統や特色づくり、愛校心の高揚**に寄与するなど、学校経営の視点からも重要な活動である。

<運動部では>

スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっている。運動部活動において生徒がスポーツに親しむことは、学校での授業等での取組、地域や家庭での取組とあいまって、スポーツ基本法の基本理念を実現するものとなる。

【資料1】スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）（抜粋）

第二条

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである…（以下略）。

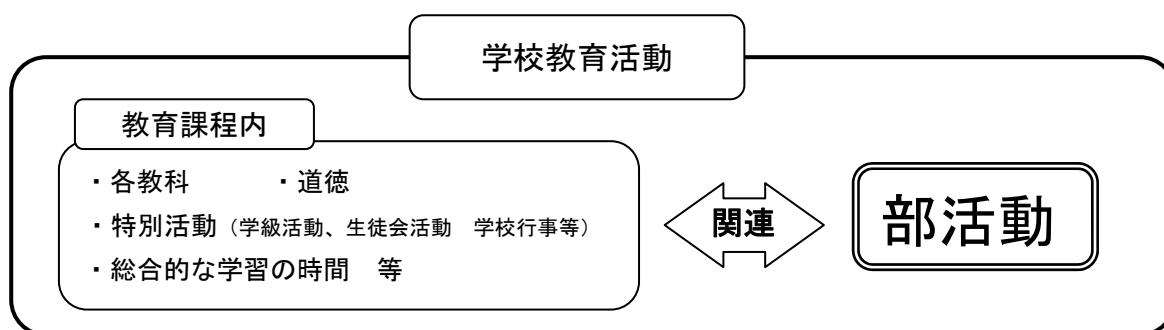
<文化部では>

主に芸術的活動と科学的活動の2つの活動が考えられる。

芸術的活動では、文化や芸術への興味を喚起するとともに、美しいものや優れたものに触れ、豊かな感性や情操を養うことを目指す。科学的な活動では、自己の興味や関心に応じて様々な問題に取り組み、工夫して解決策を発見し、科学的な思考を高めることを目指す。

3 部活動の位置付け

- 平成 20 年 3 月告示の「**中学校学習指導要領総則**」に、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、「**生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、（中略）学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。**」と明記されている。【資料 2】
- 「**横浜版学習指導要領総則編**」においては、「**中学校部活動での取組を教育課程と関連付けていくこと。**」と示され、部活動と教育課程の関連を明確化している。【資料 3】
- 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、「**活動したい生徒**」「**活動できる場所と時間**」「**指導する顧問**」の要件が満たされることにより成立する。



【資料 2】中学校学習指導要領 総則 第 4 の 2 (13)

第 4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項（部活動の意義と留意点等）

(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

【資料 3】横浜版学習指導要領 総則編

第 2 章「横浜版学習指導要領」の特色 3 特色の具現化に向けた留意事項 (2) 指導方法の工夫

ア 個に応じた指導の充実

○しっかり教え、しっかり引き出す指導の実現に向けて、次のような点から一人ひとりの子どもの実態に合った指導方法の工夫・改善を目指します。

- ・中学校部活動での取組を教育課程と関連付けていくこと。

4 部活動の現状と課題

(1) 部活動の状況

- 横浜市立中学校生徒の部活動加入率は、平成 26 年 5 月 1 日現在、運動部 61.8%、文化部 22.9%、合計 84.8%で、経年変化はほぼ横ばい
- 横浜市の教職員の顧問率は、ここ数年 90%強で、経年変化はほぼ横ばい
平成 26 年度の部活動外部指導者は、運動部 158 人、文化部 103 人を委嘱
(12 月 1 日現在) 文化部の委嘱が増加傾向
- 満足度は、生徒の 8 割以上、顧問の 6 割以上が満足
- 外部指導者の活用では、練習の質・意欲の向上、多角的な指導、地域・多世代交流、顧問負担軽減、などが成果
- 希望部入部生徒、希望部担当顧問の充実感は高い傾向
専門性のある指導者から指導を受ける生徒、専門性（経験、資格等）を有する顧問の充実感は高い傾向
- 希望部担当でない顧問は、指導において「人格の形成」に重点を置き、技術指導は自ら習得したり、外部指導者の協力を得たりしている傾向にあり、その約 4 割が部活動に充実感

【資料 4】横浜市立中学校部活動の加入状況

各年度 5 月 1 日現在

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
生徒数	生徒総数	80,637 (100%) 人	81,512 (100%) 人	81,279 (100%) 人	
	部活動加入数	68,019 (84.4%)	69,350 (85.1%)	68,899 (84.8%)	
	内訳	運動部	49,607 (61.5%)	50,559 (62.0%)	50,246 (61.8%)
		文化部	18,412 (22.8%)	18,791 (23.1%)	18,653 (22.9%)
顧問率	職員数	4,905 (100%) 人	4,925 (100%) 人	4,912 (100%) 人	
	顧問数	4,470 (91.1%)	4,517 (91.7%)	4,510 (91.8%)	
	内訳	運動部	3,132 (63.9%)	3,156 (64.1%)	3,157 (64.3%)
		文化部	1,338 (27.3%)	1,361 (27.6%)	1,353 (27.5%)

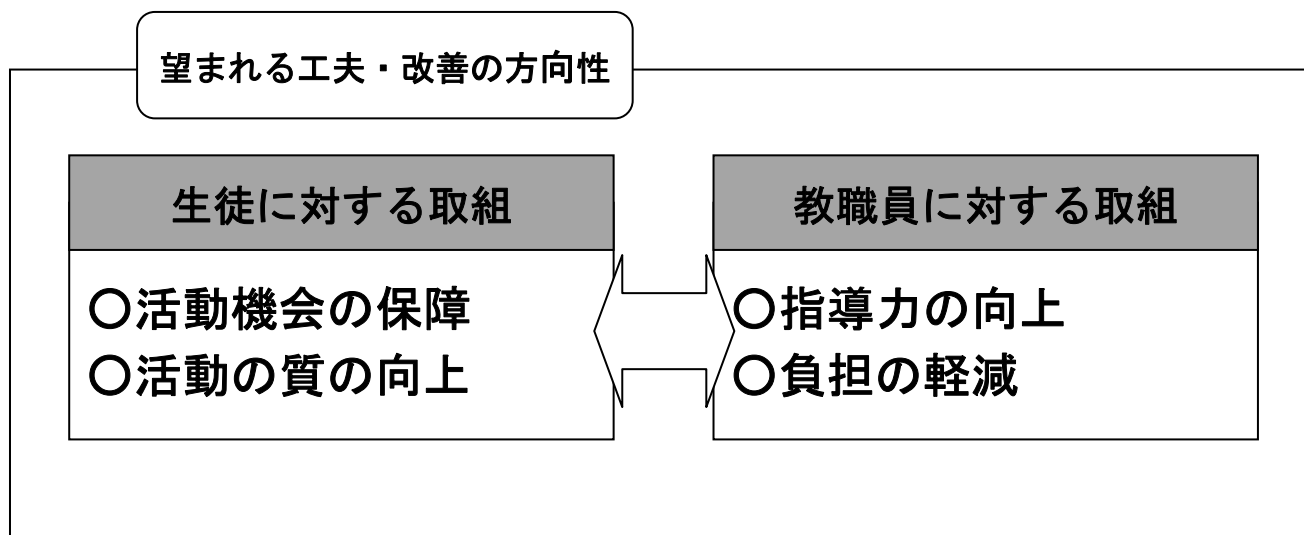
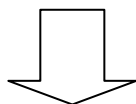
【資料 5】横浜市立中学校の外部指導者派遣状況

*平成 26 年度は 12 月 1 日現在

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
運動部	173 人	169 人	151 人	158 人
文化部	87 人	100 人	104 人	103 人
総数	260 人	269 人	255 人	261 人

(2) 部活動の現状と課題

- 部活動は生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義を果たしている
- 部活動は学校教育において果たす役割は大きい
- 生徒数減少に伴う部員（部活）数の減少
- 学校規模縮小による顧問数の減少
- 生徒・保護者の多様な要望への対応
- 部活動における安全対策への対応
- 競技（指導）経験の浅い教職員の指導への不安
- 教職員の校務の多忙化に伴う部活動指導時間の減少
- 顧問の負担感の格差
- 外部指導者や外部機関の効果的な活用
- 活動場所の不足
- 体罰等の根絶
- 顧問の処遇改善



5 これからの部活動の在り方 ～特色ある横浜の部活動～

(1) 目 標

部活動を通じて
豊かな人間性とたくましく生き抜く力を育み、
調和のとれた学校生活の実現を目指します

○豊かな人間性

自らを律しつつ他者への思いやりや協働する精神、公正さや規律を尊ぶ態度、感動する心などを培う

○たくましく生き抜く力

自立した個人として生きていくための力を育む

○調和のとれた学校生活

「知」「徳」「体」の調和のとれた生活や成長が必要であり、部活動をはじめ、学習や学校行事など、学校生活全般の充実を目指す



(2) 特色ある横浜の部活動

～進取の精神と多様性を認める柔軟さをもった、特色ある横浜の部活動～

ア 学校の実態に応じた柔軟な実施形態の工夫 ◆「機会保障」「質向上」「負担軽減」

＜設置の工夫例＞合同部活動、総合部活動、兼部（シーズン制）、競技志向と交流志向の併設 等

＜活動の工夫例＞活動日・活動時間、部活ノーデーの適切な設定、一斉練習と自主練習の効果的な活用、部活動への多様な参加の仕方（コーチ、審判、マネージャー等）、女子の運動機会の創出、小中連携した活動 等

イ 横浜の地域資源の積極的な活用 ◆「機会保障」「質向上」「指導力向上」「負担軽減」

- ・ 専門家（有資格者、地域シニア、教員OB等）のマッチングシステムの検討
※H27年度「外部指導者派遣」増員予定
- ・ 地域関係団体との連携推進：指導者や研修講師の派遣、活動場所等の提供
※連携先：市体協、文化団体、大学、企業、文化・スポーツクラブ、学校運営協議会 等

ウ 科学的・分析的な根拠に基づく効果的（効率的）な指導の推進

◆「質向上」「指導力向上」

- ・ 横浜市スポーツ医科学センター等の専門機関、関係団体との連携
- ・ 生徒の心身のバランスを重視した指導の充実

エ 生徒の自主性・自発性を尊重するなど、指導観の転換による体罰等の根絶

◆「質向上」「指導力向上」

- ・ 中体連、校長会等と連携した取組（研修の実施等）

オ 教職員の負担軽減に配慮した取組

◆「負担軽減」

- ・ 外部指導者の活用、負担軽減の学校体制づくり、バランスの良い活動

カ 中期的な取組：活動環境の整備に向けた検討

◆「負担軽減」

- ・ 部活動運営の諸問題への支援、顧問の処遇の検討
※H26年度「対外競技奨励金」増額



(3) 生徒に対する取組

ア 活動機会の保障

生徒数減少に伴う部活(部員)数の減少、学校規模縮小による顧問数の減少、学校業務の多忙化、部活動へのニーズの多様化等の学校を取り巻く状況の変化の中で、現有の教職員だけで、生徒の活動機会を保障することは困難な状況になってきている。

そこで、生徒の「活動機会の保障」を重視し、各学校における部活動の運営・改善を図るため、生徒が参加しやすい学校の実態に応じた実施形態の工夫や、横浜の地域資源(関係団体、人材、施設等)を積極的に活用する。

<学校の取組>

(ア) 外部指導者(専門家)の活用と関係団体・地域との連携

○外部指導者(専門家)の活用

- ・顧問が校務の都合や専門的指導が困難であるなどの理由から、生徒の活動機会が縮小されてしまう場合などに、外部指導者を活用する。

○関係団体との連携

- ・活動場所や用具、人材などの充実に向け、横浜市体育協会をはじめとするスポーツ関係団体及び社会教育施設や社会教育団体、大学、企業等との連携を推進する。

○地域との連携

- ・地域指導者の活用を通して、「地域で育てる、地域に育てられる」という意識を醸成し、顧問の異動があっても部活動の維持・安定を図れたり、小学生からの指導の継続性を図れたりすることができる。
- ・総合型地域スポーツクラブ、文化・スポーツクラブ、スポーツ推進委員、学校運営協議会、学校・地域コーディネーター等との連携を図り、地域指導者の活用を積極的に推進する。

(イ) 学校の実態に応じた柔軟な実施形態の工夫

<設置の工夫例>

○少人数チームを合同した部活動（合同部活動）

- ・チームで活動する部活動において、1校だけでは部員数が少なく、活動に支障がある場合、近隣校と合同（連携）して活動を行う。
（合同チームでの大会参加）※県中体連規定参照

○複数の目的を総合した部活動（総合部活動） ※参照：コラム1

- ・環境部（科学、野外活動）、ボランティア部（社会貢献、レクリエーション）、芸術部（美術、音楽、ダンス）、総合運動部（トレーニング、保健研究）など

○各種活動が連携した部活動（兼部、シーズン制）※参照：コラム2

- ・運動部と運動部、運動部と文化部、委員会と部活動、部活動と地域クラブなど

○競技志向と交流志向の併設

- ・同一種目において、技能（競技力）向上を目指すグループ（部活動）と、楽しんで活動するグループ（部活動）を併設。部員数の増加も期待。

○交流を主な目的とした部活動

- ・交流を主目的として、活動日を週1～2日、活動時間も短めに設定した、継続的な活動を行う部活動の設置。

<活動の工夫例>

○活動日・活動時間や部活ノードーを適切に設定した活動

- ・調和のとれた学校生活に向け、効果的・効率的な活動を計画・推進する。

○一斉練習と自主練習を効果的に取り入れた活動

- ・一斉練習を週数回に設定し、それ以外は各自の目的とペースに合わせて、計画的に自主練習を行う。

○多様な参加の仕方を工夫した活動

- ・プレーヤーとしての活動と併せて、コーチ、審判（審査員）、マネージャー等の役割を取り入れ、経験することにより、部活動への関わり方が多様になり、活動に広がりや深まりが期待される。 ※「する」「見る」「支える」
- ・期待される効果としては、次のことが考えられる。
コーチ：技能の要点整理 審判：活動（競技）特性の深まり 等

○地域施設、関係団体等と連携した活動

- ・活動場所として、運動公園、スポーツセンター、区民文化センター、地区センター、地域ケアプラザ、近隣小中学校、地域クラブ施設等を活用する。
- ・通常の活動は、学校で自主練習や作品づくりに取り組み、機会（休日など）を捉え、文化クラブ（地域サークル）や専門家の指導を受ける。

○女子の運動機会の創出 ※参照：コラム3

- ・体力向上の視点から、「女子の運動離れ」が課題とされて、女子の運動機会の創出が求められている。女子部員の多い文化部における運動も、活動の活性化効果が期待される。

○小中学校の連携を図った活動

- ・中学生が小学校を訪問したり、小学生が中学校に来校したり、体験的な活動や継続的な活動、小学校の特別クラブとの連携など、部活動を通して小中連携の充実を図る。

【資料6】学習指導要領 総則解説 第4の2 (13)

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項（部活動の意義と留意点等）

各学校が部活動を実施するに当たっては、生徒が参加しやすいよう実施形態などを適切に工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

コラム1

<多様な活動を総合した部活動 & 複数所属>

地域のニーズに応じて様々な活動が体験できる、多くの生徒が関わるができる…、学校の実状に応じて柔軟に実施形態を工夫することにより、生徒の豊かな経験が生まれる部活動が展開できます。ここではある中学校の「ボランティア活動部」の取組を紹介します。

【ボランティア活動部】 「ボランティア活動部」はより多くの生徒が活動できるように、部活動の掛け持ち（兼部）が可能な部活動です。もちろん、「ボランティア活動部」に専念しても構いません。任意の登録は年々増え、現在は全校の約3割の生徒が加入しています。

地域の祭礼や清掃活動、高齢者支援、防災訓練など、地域ケアプラザがリスト化した活動に生徒がエントリーします。活動参加者には、登録証の裏面のスタンプカードに共通のスタンプが押されますが、最高の贈り物は地域の方からの「ありがとう」の言葉です。お互いを大切にすることを醸成します。

コラム2

＜運動部と文化部の連携＞

青少年期に様々な活動を経験することは、心身の発達・発育に効果的であるとも言われており、今後は兼部やシーズン制などの実施形態の検討も課題と考えています。ここでは、ある中学校の合唱部における特別合唱部という実施形態の工夫を紹介しましょう。

【特別合唱部】 合唱部は女子が大半で男子部員は6名しかいません。しかし、主要なコンクールには混声合唱で出場するため、昼休みのみ練習を行う「特別合唱部」を運動部の生徒を中心に組織し、その応援を得て活動しています。地域のコンサートなどでは合唱部のみで演奏することも多く、明るく響きのある発声を心がけて努力してきました。

特別合唱部は、校内の合唱活動を盛り上げるために、そのリーダーとして育成している集団ですが、年々メンバーが増え、今年度は合唱部員も含めて約80名にもなりました。コンクールへの参加を重ねる度に、一人ひとりの合唱に対する心構えも違ってきました。今年度は合唱部のリードで、呼吸法や腹筋の使い方、フェイス・トレーニング等、特に真剣に取り組んでいました。また、曲のイメージのつかみ方もうまくなってきたようです。そうした地道な努力の積み重ねが大きな大会での入賞の原動力になったと思っています。

本校は全校生徒による合唱活動を大きな特色としており、月に2回ほど生徒全員で取り組む合唱集会を行っています。合唱部・特別合唱部はその中心的存在としてのプライドをもって活動しています。

コラム3

＜女子の運動機会の保障＞

体力向上の視点から、「女子の運動離れ」が課題とされて、女子の活動の創出が求められています。ここでは横浜市立中学校体育連盟（野球専門部）の取組を紹介します。

【女子野球】 女子野球は、横浜市立中学校体育連盟野球専門部の強化育成の一貫事業として2011年にスタートしました。

当時の大会で、男子部員に負けず劣らず頑張っている女子部員の活躍が目立つようになり、女子同士で練習をする機会があることで、同じ境遇で頑張っている仲間を相互に認め合い、より向上心を高め、技術の向上につながればと女子野球の取組を始めました。発足当初から、女子部員の元気の源としての目的を中心に、年10回ほどの練習会と県内の女子野球部員を招待し、横浜スタジアム等の大型球場で横浜の女子部員と神奈川県内の女子部員とでのエキシビジョンマッチを年2～3回ほど実施してきました。様々な経験を通し、元気パワーを蓄えて、自校の練習に頑張ってきました。

二年目となった一昨年の活動では、全国初の市町村単位での女子野球チームとして、文部科学省から運動部活動地域連携再構築事業に指定を受け、私たちの取組を全国に発信しました。

さらに三年目となった昨年は、公式大会に出場することにより、今まで以上の向上心の高揚と技術の向上を目指しました。

<教育委員会事務局の取組>

(ア) 横浜の地域資源の積極的な活用

○関係団体連携の調整

市体協、競技団体、大学、民間企業等との連携調整
→指導者・研修講師の派遣、活動場所等の提供
管理・指導委託の検討

○地域連携の調整

総合型地域スポーツクラブ、文化・スポーツクラブ、学校運営協議会等との
連携調整
→部活動の安定化：顧問が異動しても、地域指導者が支援

○武道安全等指導員の活用調整

武道（柔・剣道）授業だけでなく、部活動指導の改善への活用調整

(イ) 外部指導者派遣の充実、拡大

○マッチング（選出）システムの構築

学校からの外部指導者の推薦要望に応えることができるよう、横浜市体育協会や関係機関と連携して、専門家（有資格者）、地域シニア、教員OB等の選出ができる、マッチングシステム構築

○外部指導者派遣枠の拡充

複数の外部指導者を派遣する場合に行っている、年間派遣回数制限の緩和を図るため、外部指導者派遣枠を拡大

イ 活動の質の向上

学校規模縮小による教職員数の減少、学校業務の多忙化、競技（指導）経験の浅い教職員の増加などの理由から、今まで通りの部活動の質を維持することが課題となっている。

そこで「活動の質の向上」を図るため、学校組織全体での指導体制の構築や計画的・効果的な指導の推進、顧問の育成、体罰の根絶などに積極的に取り組む。

<学校の取組>

(ア) 学校組織全体での指導体制の構築

○学校組織全体での運営や指導目標・方針の作成と共有

- ・部活動は学校教育の一環であり、学校組織全体で運営や方針等を検討し、計画的に指導を進めていくための指導体制を構築する。
- ・校長のリーダーシップのもと、生徒がバランスのとれた学校生活を送ることができるように配慮する。
- ・教職員の負担軽減にも配慮する。

(イ) 計画的な指導の推進

○学校教育目標と教育課程との関連

- ・学校教育の一環として取り込まれる部活動は、学校教育目標の実現を目指し、教育課程（教科等）と関連付けて取り組むようにする。
- ・学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することについて明示されている。
- ・各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を担うようにする。

(ウ) バランスのとれた運営と指導

○部活ノーデー等を活用した、活動日や活動時間の適切な設定

- ・生徒が部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長、学校生活を送れるようにする。
- ・過度な練習によって心身ともに疲弊することを防ぎ、生涯にわたってスポーツ・文化に親しむ基盤をつくるようにする。
- ・学校ごとや部活動ごとに部活ノーデーを設定したり、バランスのとれた学校生活を送ることのできるよう活動時間を配慮したりする。
- ・継続的に部活動を行う上で、成果（勝利）を目指すことや、今以上の技能水準や記録に挑戦することは自然なことではあるが、大会等で成果を出すことのみを重視し過重な練習を強いることのないよう、バランスのとれた運営と指導を心がける。
- ・中学校生活では知徳体のバランスの取れた生活や成長が必要であり、部活動に熱中するあまり学習面がおろそかになることのないよう、学習と部活動を両立できるようにする。（文武両道）

【資料7】「運動部活動での指導のガイドライン」（H25, 5文部科学省）参照

- 次の項目等を考慮し、計画的に指導を行っていく必要があります。
- ・厳しい練習とは、休養日なく練習したり、長時間練習したりすることとは異なるものです。
 - ・1年間を試合期、充実期、休息期等に分け、プログラムを計画的に立てること
 - ・参加する大会や練習試合等を精選すること
 - ・より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること
 - ・一週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること
 - ・一日の練習時間を適切に設定すること

(エ) 科学的・分析的な根拠に基づく指導の推進

○効果的・効率的な指導内容と指導方法

- ・指導者は、効果的・効率的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践、経験だけに頼ることなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなど、科学的・分析的な成果を積極的に習得し、指導において活用する。

(オ) 生徒、保護者等とのコミュニケーションの充実

○活動目標、指導の方針、計画、指導内容や方法等の共有

- ・部活動に対する生徒の目的や期待を大切にし、顧問は指導者として実態に応じた目標を設定し、その目標を生徒と顧問が共有することにより、充実した部活動を目指す。
- ・日常の指導でも、指導者と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいのか等を理解させ、練習を行う。
- ・保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得るようにする。

(カ) 顧問の指導力、マネジメント力の育成

○顧問の役割

- ・生徒が充実感を得られるように、「仲間と共に」「継続的に」活動する中で、部活動の「楽しさ」「大切さ」を味わわせ、その「意義」を体感させるように指導する。

○総合的（多様）な指導力の育成

- ・部活動は学校教育の一環であり、人格の形成が重要な要素となる。顧問は当該部活動の技術的な指導のみならず、部活動のマネジメント（運営）、生徒の意欲喚起や人間関係形成のための指導、安全確保や事故防止に取り組むなど、幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらの向上を図る。

○専門的な指導力の育成

- ・学校内外の研究会・研修会などで、顧問の教員同士で共同して研究したり研究成果を情報共有したりするなど、自己研鑽、相互研鑽等により専門的な指導力の育成を図る。

(キ) 外部指導者の活用

○指導の専門家

- ・顧問の教員の状況や生徒のニーズ等に応じて、当該種目の技術的な指導については、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者を効果的に活用する。

○健康管理の専門家

- ・部活動指導、健康管理等において、地域のスポーツドクター、トレーナー等の専門家の協力を得る。

○顧問の指導力向上

- ・顧問が専門的指導者と共に指導を行うことにより、専門的な知識や指導法を学ぶ機会となる。

(ク) 生徒の自主性・自発性を尊重するなど、指導観の転換による体罰の根絶

○体罰やセクハラ、パワハラ等の許されない行為の根絶

- ・体罰等の許されない行為を根絶する強い意志を表明する。
- ・科学的根拠に基づいた効果的・効率的な指導力の育成を図る。
- ・顧問は文化・スポーツ（部活動）の未来を託されていることを自覚する。

○厳しい指導と体罰等の許されない行為の区別

- ・計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的・合理的な内容・方法により、肉体的・精神的負荷を伴う指導を行うことは部活動指導において想定される。
- ・生徒の自主性・自発性を尊重した指導を推進する。

【資料8】学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）（抜粋）

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

【資料9】文部科学省の通知（各通知は文部科学省のホームページに掲載されています。）

- 「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）」（平成25年1月23日）
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1330372.htm)
- 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」
(平成25年3月13日)
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm)

＜教育委員会事務局の取組＞

（ア）トップアスリート、アーティスト等の派遣による生徒の意欲の向上

○オリンピック、パラリンピックを契機とした取組や、専門機関との連携

- ・2020年の東京オリンピック、パラリンピック開催決定を契機として、オリンピックアン、パラリンピアンなどのトップアスリートや、一流のアーティスト、「文化庁派遣事業」等を活用した専門家を派遣する。

（イ）研修等の充実

○科学的な専門機関、大学等との連携

- ・横浜市スポーツ医科学センター等の専門機関、関係団体、大学等との連携を図る。
- ・科学的・分析的根拠に基づく指導、心身のバランスを重視した指導を推進し、効果的・効率的な部活動の運営・改善を図るため、「部活動科学講座」などの各種研修を開催する。

○横浜市立中学校体育連盟、文化部関係団体との連携

- ・横浜市立中学校体育連盟、文化部関係団体が自主的に活動の振興を図るとともに、顧問の育成を推進することができるよう、支援・サポート体制を整備する。

○「横浜の部活動～部活動の指針～」【改訂版】等の資料の活用

- ・生徒が「仲間と共に」「継続的に」活動し、部活動の「楽しさ」「大切さ」を味わうことができる部活動指導及び運営を目指して、講習会の実施や「横浜の部活動～部活動の指針～」【改訂版】(H27,3 横浜市教育委員会)、「部活動ハンドブック」(H22,3 横浜市教育委員会)等の資料を活用する。

○武道安全等指導員の活用

- ・武道系の部活動については、本市所属の専門的な指導経験と知識を有する「武道安全等指導員」を有効に活用し、指導者に対して安全指導の為の指導・助言を行う。

（ウ）外部指導者派遣の充実、拡大（P12 再掲）

○マッチング（選出）システムの検討

○外部指導者派遣枠の拡充

(4) 教職員に対する取組

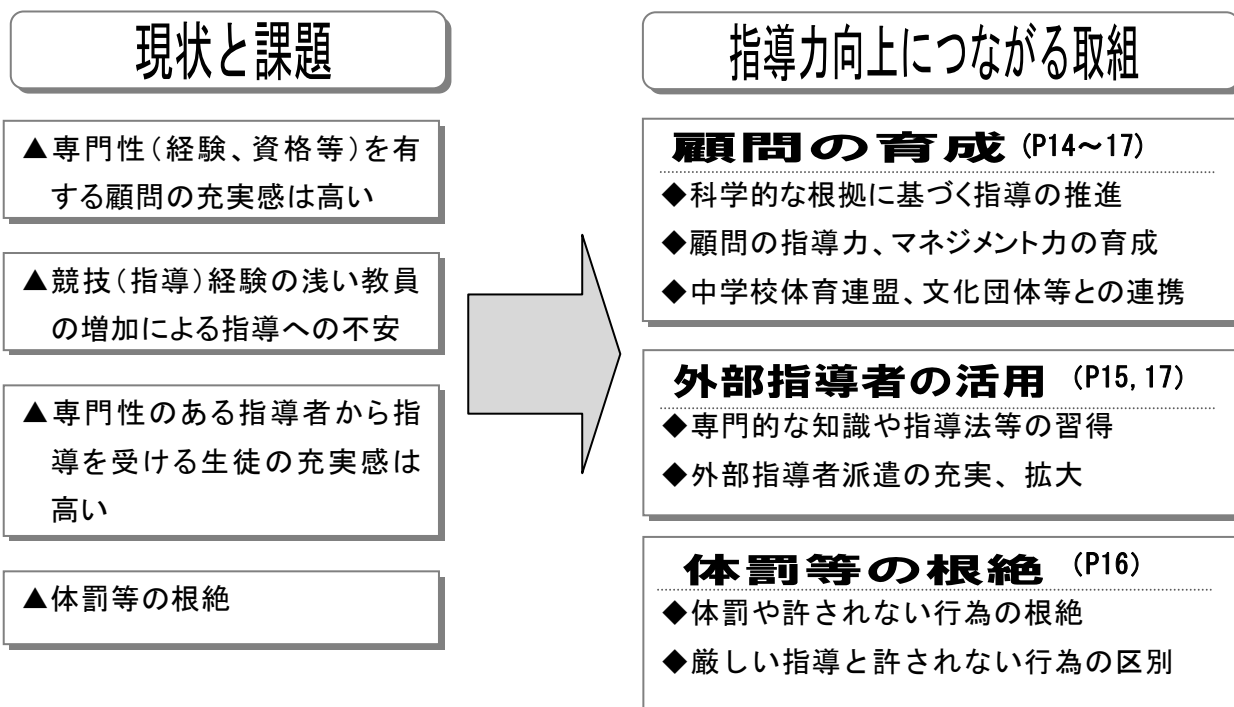
ア 指導力の向上

○指導の質の向上

- ・教職員の指導力向上は、部活動の充実に直結する極めて重要な要素
- ・横浜が目指す「活動の質の向上」は、「指導の質の向上」

○競技（指導）経験の浅い顧問への指導を推進

- ・部活動の現状では、専門性のある指導者から指導を受ける生徒、専門性（経験、資格等）を有する顧問の充実感が高い傾向にあり、競技（指導）経験の浅い顧問の指導への不安が課題
- ・「活動の質の向上」を図るため、顧問の指導力向上の取組を推進



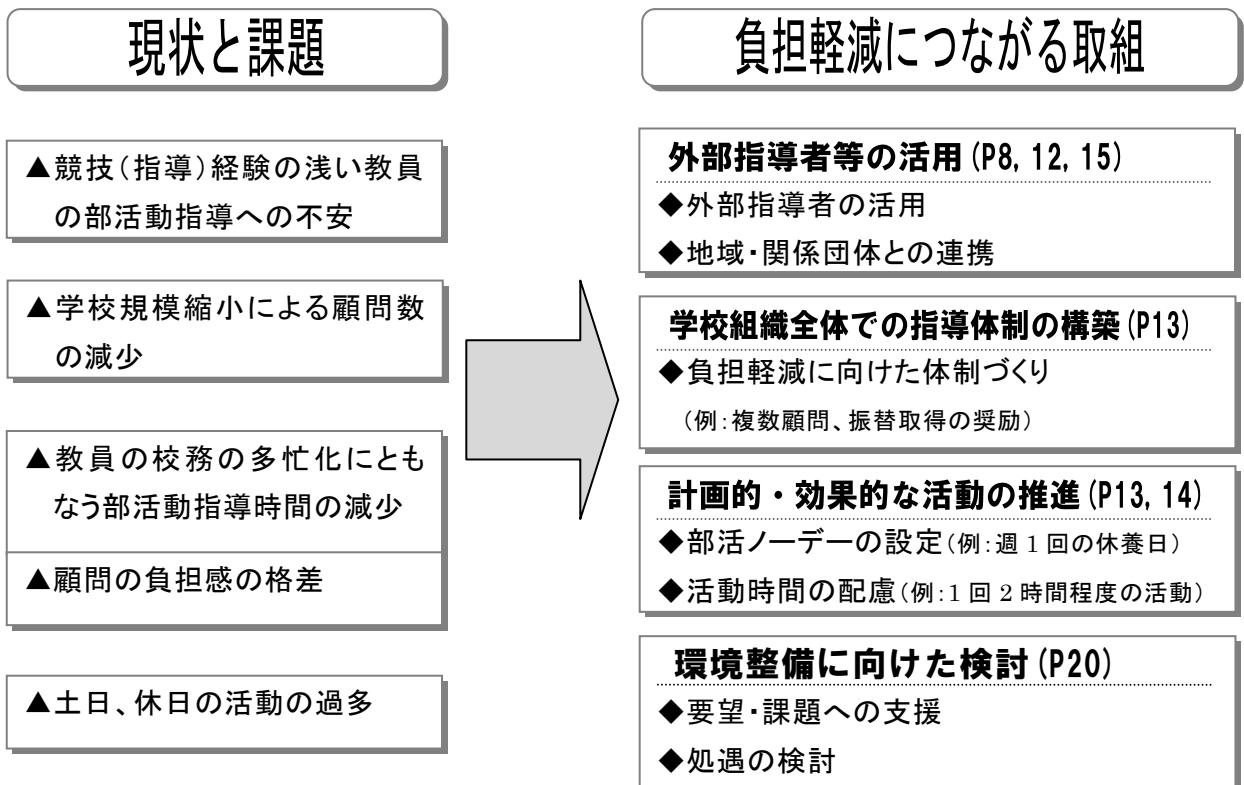
イ 負担の軽減

○充実感と負担感

- ・部活動は、生徒が充実感や達成感を味わうとともに、教職員自身も充実感を感じることでできる活動である。
- ・学校環境の変化（P5「現状と課題」参照）から、教職員の負担感に格差が生じてきている。

○負担軽減の取組

- ・部活動システムを維持継続していくために、生徒の「活動機会の確保」と「活動の質の向上」を図るとともに、「教職員の負担軽減」につながる取組が必要である。
- ・新たな外部指導者選出システム、外部指導者派遣枠の拡大、部活動に対する要望への相談支援体制の構築等、教職員の負担軽減に向けた施策を推進する。
- ・各学校においても、教職員のワーク・ライフ・バランスを考慮した活動の在り方に配慮する。



【資料10】「教職員の業務実態に関する調査」抜粋



(5) 中期的な取組

ア 活動環境の整備に向けた検討

(ア) これまでの活動環境の整備

○部活動支援のための施策

- ・「対外競技及び各種大会活動奨励金」の大幅増額
- ・保護者の経済的負担の補助（部費、交通費、用具代等）
- ・部活動手当の増額
- ・外部指導者派遣枠の拡大 など

(イ) 部活動運営に関する諸問題への支援

○専門家等による相談支援

- ・部活動にかかわる諸問題に対し、各学校の状況に応じて、方面学校教育事務所を通じた学校担当指導主事、専門家（法律相談）等による相談支援を行う。
- ・安全管理（危険予知・危険回避・事故対応・再発防止）の在り方や管理体制の相談支援を行う。
- ・学校体育安全研修等や、武道安全等指導員の巡回指導による、安全指導について学校支援を行う。

(ウ) 顧問の処遇の検討

○処遇改善による部活動の振興・改善

- ・部活動指導手当、対外運動競技等引率指導手当など、実態に応じた処遇がなされるよう検討する。
- ・出張旅費、休日勤務振替期間等についても検討する。
- ・部活動は顧問の熱心な指導に支えられているため、部活動の振興やこれからの部活動の在り方を改善する上でも、顧問を支える処遇の改善を検討する。

平成 26 年度「横浜の部活動の在り方」に関するプロジェクト

※敬称略

校長会代表	熊谷守浩（今宿中学校長）
運動部代表	山崎健志（金沢中学校長）
文化部代表	村本淳一（桂台中学校長）
市民局	飯田能弘（スポーツ振興課長）
教育委員会事務局	尾高総一郎（学校支援・地域連携課長）
教育委員会事務局	長谷川祐子（指導企画課長）
○オブザーバー	間野義之（教育委員）
PJ事務局	直井純 根岸淳 高山和宣 大内学 笠松茂郎（指導企画課）
	山口毅（東部学校教育事務所） 笹原洋子（西部学校教育事務所）
	山手英樹（学校支援・地域連携課） 堀川修二（横浜市体育協会）

「横浜の部活動」～部活動の指針～

【初版(平成 22 年 3 月発行)策定協力】

部活動指針策定委員会	横浜市立中学校・部活動顧問の先生方
横浜市立中学校体育連盟	横浜市立高等学校体育研究会
神奈川県高等学校体育連盟	



「横浜の部活動～部活動の指針～」
【改訂版】

平成27年 3月

発行 横浜市教育委員会